

北区の地域性を活かした  
学びの基盤づくり

東京都北区立学校適正規模等審議会第三次答申





北区では、少子化を背景とした児童・生徒数の減少傾向が続く中、平成14年11月の第二次答申以降、中学校を中心に適正配置を進めてきましたが、小学校の適正配置についても更なる検討が必要との考えから平成20年3月19日、北区教育委員会委員長より東京都北区立学校適正規模等審議会に「適正規模を踏まえた北区全体の区立小学校の適正配置のあり方について」を諮問しました。

あわせて、通学区域の考え方、指定校変更制度の運営のあり方などについても検討するよう依頼しました。

このたび、その内容が第三次答申としてまとめられましたので、その概要についてご紹介します。

→なお、現在、具体的な学校適正配置、統合に関する計画はありません。

### はじめに



審議にあたっては、子どもたちの教育環境の向上という視点に立ち、平成6年2月の第一次答申、平成14年11月の第二次答申で示された学校の適正規模等に関する考え方や第二次答申以降、これまで進めてきた中学校を中心とした適正配置の成果を引き継ぎ、検討を行うこととしました。

#### 第一次答申、第二次答申で示された小学校の適正規模に関する考え方

- 適正規模(1学年2~3学級)×6学年
- 当面存続規模(1学年25人)×6学年  
ただし、20人を下回る学年が複数存在しないこと
- 学校ファミリー等(4ページ※1・2をご覧ください)の補完でも補いきれない状況に至ったと判断された場合、適正配置を検討する。目安としては、連続する2学年においてそれぞれ10名を下回る児童数になった場合

### 北区における学校適正配置に関する経緯と小学校を取り巻く現状と課題

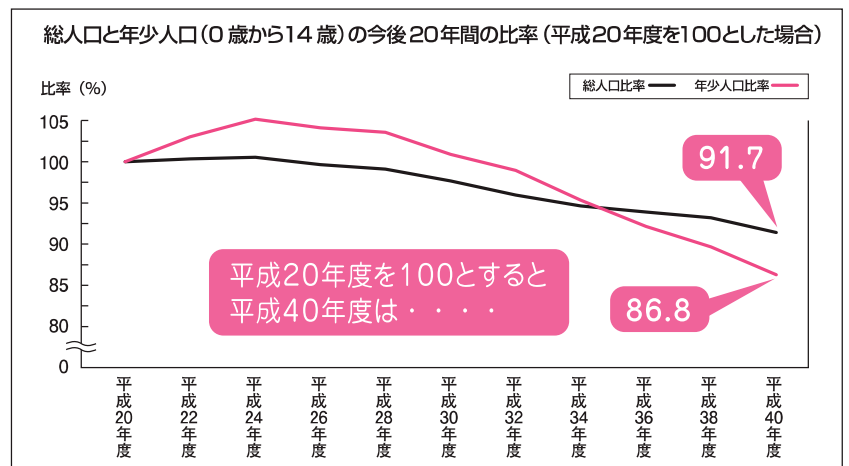
北区における区立学校の適正配置は、平成7年4月の第一次学校適正配置をはじめに、平成14年11月の第二次答申以降は中学校を優先して適正配置を進め、平成21年4月の第七次学校適正配置をもって、中学校の適正配置は一定の区切りをみました。その結果、平成21年4月現在で区立小学校は46校が38校に、区立中学校は20校が12校となりました。

\*\*\*

平成20年3月の「北区人口推計調査報告書」によると北区における年少人口(0歳~14歳)の今後20年間の推移を見ると、平成20年から平成24年までの間に約5%増加した後は、減少に転じます。その後は、次第に減少のテンポを速め、平成20年の総人口と年少人口をそれぞれ100とした場合、平成40年の総人口は91.7ですが、年少人口は86.8と総人口を上回る減少幅になると予測されています。

\*\*\*

また、児童・生徒の減少傾向が続いており、小学校については、平成21年度の学級編制において、全学年単学級(1クラス)の小学校が38校中10校、適正規模(1学年2~3学級×6学年)に満たない小学校まで含めると、全体の6割を超える24校に上り、全体として小規模化が進んでいます。



出典：平成20年度版 北区行政資料集

## Point

### 具体的な適正配置の検討は12のブロックに分け、 それぞれに検討組織を設置し行います

- ①学校ファミリー<sup>(※1)</sup>活動が学校現場に浸透している。
- ②今後北区においては小中一貫教育<sup>(※1)</sup>を展開していく。
- ③これまでの中学校を中心に進めてきた適正配置の成果を踏まえる。

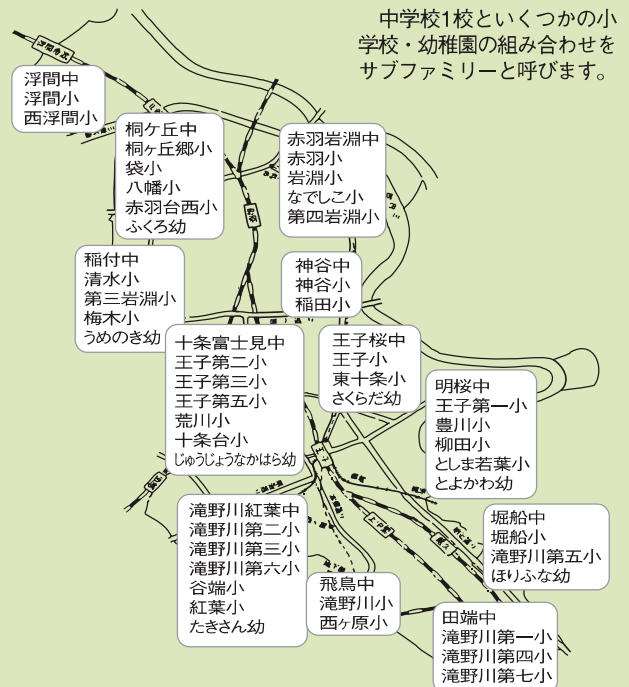
という点から、適正配置を終えた中学校の校数である12のブロックを検討の単位とし、具体的な検討に入る際は、ブロック毎に町会・自治会関係者、PTA関係者、青少年地区委員会関係者、関係学校長等、関係者で構成する検討組織を設置します。

#### (※1) 北区学校ファミリーと北区小中一貫教育

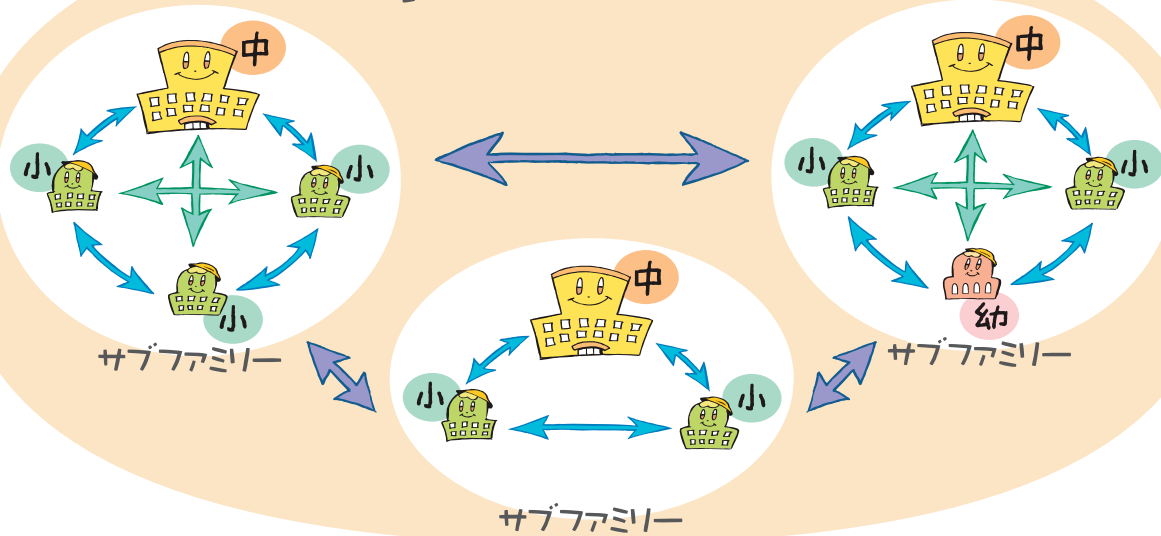
「北区学校ファミリー」とは、通学区域の重なる幼稚園・小学校・中学校で構成される近隣複数校のネットワーク（サブファミリー<sup>※2</sup>）であり、1校だけでは出来ないことを複数校が協力、実践し、質の高い教育を実現しようとするものです。

「北区小中一貫教育」とは、サブファミリー内の学校同士が離れていることを前提に、義務教育9年間を貫いた教育目標等の設定・実践、子ども・教員の交流の充実等を通じて、小・中学校の円滑な接続と9年間で身に付ける学力など、義務教育の充実を目指すものです。

#### (※2) 12のサブファミリーマップ



## 学校ファミリー



北区学校ファミリーのイメージ



## Point

### ブロック内に一定規模の小学校を確保しながら配置を検討します

具体的な検討にあたっては、各ブロック内で当面存続規模を下回る小学校が存在しないように配慮しながら進めていきます。（当面存続規模を下回る学校があっても、その学校が必ず対象となるわけではありません。）

ブロック内の必要な小学校数にあわせて、通学上の安全確保、児童への負担軽減、地形地物、学校施設の安全度・老朽度等を総合的に検討し、ブロック毎に応じた適正配置を考えていきます。

#### 学校規模からみたブロックにおける検討の基準

	学校規模	対応
1	適正規模 (1学年2～3学級)×6学年	
2	当面存続規模 (1学年25人)×6学年、ただし20人を 下回る学年が複数存在しない	将来的にブロック内で検討する可能性あり
3	当面存続規模を下回る場合	ブロックで検討に着手 (ただし、当該校が必ず対象となるわけ ではない)
4	連続する2学年においてそれぞれ10名を下 回る児童数になった場合	学校ファミリー等の補完でも補いきれる状 況ではないと判断した場合には検討着手
5	複式学級になると見込まれる場合	当該校について直ちに検討着手 (ブロックにおける協議とは別の対応)



## Point

### 連合町会・自治会、青少年地区委員会内には必ず1校残るように配慮します

小学校と地域との関係性の希薄化を防ぐ等の視点から、現在19ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず1校は小学校が残るように配慮していきます。



### Point

#### 複式学級は避けるようにします

複式学級<sup>(※3)</sup>とは、児童数が著しく少ない場合に、連続した2つの学年で1つのクラスを編制することです。各ブロックで検討を開始する段階、もしくはそれ以前に、既に児童数が複式学級の基準を下回っている場合はもとより、検討途中で児童数が下回ることが確実に予測されると区教育委員会が判断した場合、ブロックにおける協議とは別に該当する小学校について直ちに対応策を講じていくことが求められます。

(※3) 複式学級の基準：東京都の場合、小学校2年生から5年生の間で連続する2学年の児童数の合計が10人以下で、どちらかの学年の児童数が6人に満たない場合。



### Point

#### 今後も区域内での就学を堅持します

#### 指定校変更制度については見直すことが望ましいと考えます

これまで構築してきた地域と小学校との関係、地域の子どもは地域で育てる等の視点から引き続き、区域内就学、すなわち就学すべき小学校を住所地により指定する指定校制度を堅持します。

あわせて、地域との関係の希薄化を防ぐ等の視点からも、指定校変更制度にかかる変更事由の項目数、内容等、制度の運用のあり方について、原則として地域の子どもが地域の学校に通う仕組みとなるよう、早急に見直しを行うことが望ましいと考えます。



### Point

#### 通学区域の改編については中長期的課題とします

通学区域を取り巻く課題と小学校の適正配置を進めるうえでの望ましい形を考えると、別途、会議体などを設置し検討するなど、中長期的課題としてとらえていくとともに、今後示される適正配置の姿を前提としながら必要な線引きを行うことが現実的と考えます。



## Point

**答申を基に、区教育委員会が具体的な検討のタタキ台とも言うべき  
適正配置計画(案)をブロック毎に作成し、  
検討組織に提示することが望ましいと考えます**

答申を基に、教育委員会が区全体の小学校適正配置に関する目標年次を想定しながら、ブロック毎の小学校数案、配置案、着手順とその時期等についてタタキ台とも言うべき適正配置計画(案)を作成し、各ブロックの検討組織に示していくことが望ましいと考えます。



### 区立小学校の適正配置に向けて

答申を基に小学校の適正配置を具体的に進めていくにあたり、大まかな流れを考えると以下のとおりになります。



答申を踏まえ、区教育委員会が  
指定校変更制度の見直しについて検討

指定校変更制度を改正（項目数、事由見直し）

指定校変更制度改正後、各小学校及び12ブロック毎の  
児童数の動向等を勘案したうえで  
区教育委員会が検討のタタキ台とも言うべき、  
12ブロックそれぞれの学校適正配置計画(案)を作成し、公表

ブロック毎の検討組織で具体的に検討開始

検討がまとまったブロックから区立小学校の適正配置を実施

### むすびに

小学校の適正配置やそれに基づく統合は、単なる学校数の削減に終わることを目標にしているのではありません。少子化という社会全体の流れの中で、新しい学校像を展望する機会になりうるだけでなく、子どもの教育環境の向上、子どもにとってより良い教育環境の保障を目指しながら、そのことを通じて保護者の安心や信頼、満足が得られる、自分の子どもを通わせたいという気持ちを起こさせるような素晴らしい学校を地域に作っていくことが重要です。



このパンフレットは、平成21年9月に北区教育委員会に提出された「東京都北区立学校適正規模等審議会 第三次答申」の内容を区民の皆さんにわかりやすくお伝えするために作成したものです。

第三次答申の全文はホームページ、区政資料室（区役所第一庁舎1階）、教育改革担当課（第二庁舎2階）、区立図書館、地域振興室でご覧いただけます。

北区ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/>

トップページ→暮らしのガイドの「子育て・教育」→関連部署「教育改革担当」

お問い合わせ：北区教育委員会事務局教育改革担当課

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22

電話 03 (3908) 9271 FAX 03 (3906) 8755

Eメール [k\\_kaikaku@city.kita.lg.jp](mailto:k_kaikaku@city.kita.lg.jp)